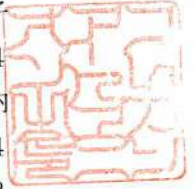


2019年3月13日

デモクラティック・ユニオン
代表者書記長 前田 史門様

プレカリアートユニオン
執行委員長 清水 直子

〒151-0053 東京都渋谷区代々木4-29-4
西新宿ミノシマビル2F ユニオン運動センター内
TEL 03-6276-1024
FAX 03-5371-5172



回答書

貴殿から平成31(2019)年3月9日付「労働組合結成通告 兼 団体交渉申入書」を受け取りましたが、団体交渉応諾義務がありませんので、団体交渉は開催しません。同書面の大部分は、プレカリアートユニオン執行部の組合運営に対する批判で占められています。執行部の運営について意見を述べたければ、組合員としてご意見ください。同書面に記載された貴殿の意見は、一組合員の意見として、今後の運営に役立てていきます。

前田史門氏には、組合員であることを前提に、組合活動の延長として、業務の一部を単発で委託することがあるだけで、プレカリアートユニオンと労働契約関係はなく、労働基準法上の労働者にはあたりません。また、作業依頼については、諾否の自由もあり、作業時間は本人の裁量に任されており、作業場所の指定も専属関係もなく、労働組合法上の労働者にも該当しません。なお、前田史門氏に交渉担当者から外れてもらったのは、執行委員会で、前田氏の行動を踏まえて、その資質がないと判断したからです。

労働組合を結成するのは自由ですが、貴殿がデモクラティック・ユニオンとして要求したり、配布したビラに記載していることは、事実と反する不当な言いがかりで、プレカリアートユニオンや代表者、役員を誹謗中傷、名誉を毀損し、それらの主張をしながらプレカリアートユニオン組合員を勧誘、組合内派閥を結成しようとする分派活動であり、容認できません。

プレカリアートユニオンの定期大会は正式に成立し、組合員も定期大会であると認識し、定期大会で選出された代表者、執行部が実際に組合の運営を執行しています。東京都労働委員会から資格審査証も発行されています。当然のことながら、プレカリアートユニオンの定期大会は、他の労働組合からの要求によって開催するものではありません。

貴殿らの理想とする労働組合活動をしたいのであれば、プレカリアートユニオンに対する分派活動を行うのではなく、東村山市で貴殿ら自身で労働相談を受け、問題解決のために交渉をし、未組織の労働者を組織化し、地道に労働組合活動に取り組んではいかがでしょうか。